### 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

#### <個票情報>

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

#### <処分の概要>

許認可等の名称	行為の許可
処 分 権 者	町長又は指定管理者
根拠規定	美郷町清水とふれあいの里設置条例第6条第1項

∠ 寒杏	其淮		三進 加.3	  理期間  >
	* 準			美郷町清水とふれあいの里設置条例第6条第1項・第2項・第4項・第5項 美郷町清水とふれあいの里設置条例施行規則第2条第1項・第3項
審	査	基	準	<ul> <li>■設定 □未設定</li> <li>○美郷町清水とふれあいの里設置条例 (行為の制限)</li> <li>第6条 ふれあいの里において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</li> <li>(1) 行商その他これらに類する行為をすること。</li> <li>(2) 興行を行うこと。</li> <li>(3) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために全部又は一部を占用すること。</li> <li>(4) 企業、事業所等が来客用の駐車場として全部又は一部を占用すること。</li> <li>2 使用許可については、原則として連続10日を超えない期間とする。ただし、町長が公益上特に必要と認めたときは、この限りでない。</li> <li>3 略</li> <li>4 第1項の手続等について必要な事項は、規則で定める。</li> <li>5 本条の使用の承認について、第3条に基づく規定を適用する場合においては、第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</li> <li>○美郷町清水とふれあいの里設置条例施行規則(許可の手続)</li> <li>第2条 条例第3条の規定による施設等の使用許可を受けようとする者は、原則として使用する日の7日前までに清水とふれあいの里施設使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。</li> <li>2 略</li> </ul>

3 前2項の許可の手続について、条例第3条に基づく規定を適用する場合においては、前2項中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 5日
備考	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体 使用する日の7日前までに申請(規則2条1項)
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

# 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

#### <個票情報>

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

## <処分の概要>

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長又は指定管理者
根拠規定	美郷町清水とふれあいの里設置条例第10条

#### <審査基準/標準処理期間>

基準規定	美郷町清水とふれあいの里設置条例第 10 条
	■設定 □未設定
	○美郷町清水とふれあいの里設置条例
	(使用料の不還付)
	第 10 条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すること
	のできない理由により、施設等を使用することができなくなったときは、その一
	部又は全部を還付することができる。
   審 査 基 準	
参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	14日
	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

# 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

## <個票情報>

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

## <処分の概要>

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	町長又は指定管理者
根拠規定	美郷町清水とふれあいの里設置条例第 11 条第 1 項

## <審査基準/標準処理期間>

基準規定	美郷町清水とふれあいの里設置条例第 11 条
審査基準	■設定 □未設定 ○美郷町清水とふれあいの里設置条例 (使用料の減免) 第11条 町長が公益上特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。 2 本条の使用料の減免について、第3条に基づく規定を適用する場合においては、前項中「町長が公益上特に必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者は、町長が公益上特に必要と認めたときは」と読み替えるものとする。
参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 7日
備考	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日